

令和2年9月30日

## 行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和2年9月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

### ○ 火山防災対策に関する行政評価・監視

火山防災対策を一層推進する観点から、火山現象の多様性や火山ごとの個別性を踏まえつつ、国における火山防災対策の推進状況、地方公共団体における火山防災対策の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

#### (連絡先)

<火山防災対策に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官（復興、国土交通担当）

担当：木村

電話：03-5253-5456（直通）、F A X：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：中山

電話：03-5253-5407（直通）、F A X：03-5253-5412

# 火山防災対策に関する行政評価・監視

## 調査の背景

- 平成26年9月に発生した御嶽山噴火の教訓、火山防災対策の特殊性を踏まえ、27年に活動火山対策特別措置法が改正
- 現在、火山防災のために監視等が必要な常時観測火山は50火山あり、23都道県、167市町村(延べ190市町村)が火山災害警戒地域に指定
- 火山災害警戒地域に指定された都道府県や市町村では、火山防災に関する各種の対策の実施が義務付け

- 火山災害警戒地域に指定された市町村において避難計画の作成が進んでいない状況(※)がみられるなど、火山防災対策が十分に進捗していない状況

(※) 地域防災計画において記載が義務化された警戒避難体制に関する事項を記載済みのものは、190市町村のうち121市町村(63.7%)にとどまる。

- 前兆がない突発的な噴火や噴火による甚大な被害等に対する備えが必要であり、国や関係する地方公共団体においては、各火山の特性等を踏まえた、あらかじめの対策を講じておくことが極めて重要

- 火山防災対策を一層推進する観点から、国における火山防災対策の推進状況、地方公共団体における火山防災対策の取組状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 国における火山防災対策の推進状況

- 火山防災対策に係る関係府省の取組状況

### 2 都道府県及び市町村における火山防災対策の取組状況

- 各火山の特性等
- 都道府県及び市町村における避難計画の作成状況(※)
- 住民・登山者等に対する火山防災情報の周知状況
- 市町村による避難促進施設の指定状況及び関係施設における避難確保計画の作成状況

(※) 都道府県及び市町村の地域防災計画における改正活火山法に基づく法定事項の記載状況等を調査

## 主要調査対象

### 調査対象機関

内閣府、総務省、国土交通省

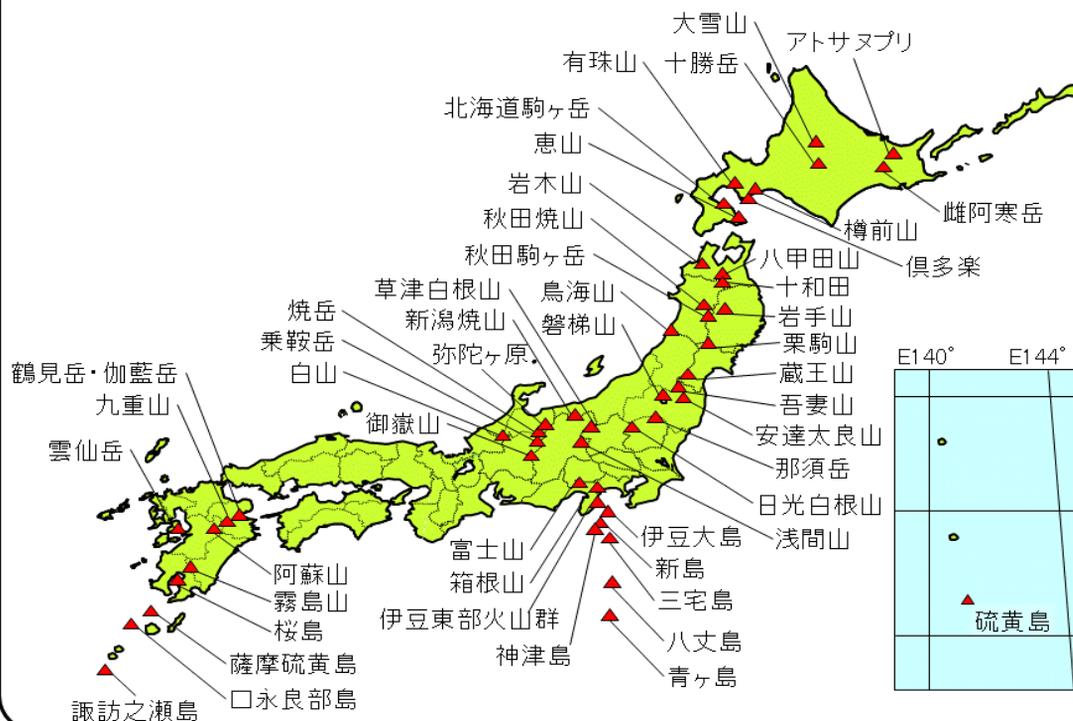
### 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係施設等

## 調査実施期間

令和2年9月～3年4月(予定)

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」  
として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山



(注) 気象庁のHPIによる。

上記50火山(常時観測火山)における噴火の状況(2000年以降)

火山名	年代(西暦)
御嶽山	2014
阿蘇山	2014～2016、2011、2009、2006、2005、2004、2003
霧島山	2011、2010、2008
浅間山	2009、2008、2004、2003
雌阿寒岳	2008、2006
三宅島	2006、2004～2005、2000～2002
硫黄島	2004、2001
十勝岳	2004
北海道駒ヶ岳	2000
有珠山	2000

(注) 「産業技術総合研究所地質調査総合センター(編)(2020)1万年噴火イベントデータ集(ver. 2.4.1). 産総研地質調査総合センター(<https://gbank.gsj.jp/volcano/eruption/index.html>).」に基づき、当省が作成